

## 沼津市勤労者教育資金利子補給要綱

平成14年 3月29日

告示第46号

(趣旨)

第1条 市長は、勤労者の進学に要する経済的負担の軽減及び教育の機会均等を図るため、勤労者又はその子弟が大学等への入学時又は在学中に要する資金（入学一時金を含む。以下「教育資金」という。）を静岡県労働金庫（以下「労働金庫」という。）が勤労者に貸し付けた場合、労働金庫に対し契約に基づき予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち次に掲げるもの及び同法に規定する専修学校をいう。

- (1) 大学（短期大学を含み、大学院及び通信による教育を除く。）
- (2) 高等学校
- (3) 高等専門学校
- (4) 特別支援学校の高等部

(融資対象者)

第3条 教育資金の融資を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 沼津市の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住している者
- (2) 同一勤務先に1年以上勤務している者で、継続的に収入のあるもの

(対象教育資金)

第4条 融資を受けた教育資金のうち利子補給の対象となる融資額（以下「対象教育資金」という。）は、300万円を限度とする。

(利子補給期間)

第5条 利子補給の期間は、第1回の返済日から5年以内とする。ただし、対象者若しくはその子弟が当該期間内に大学等を退学したとき、又は沼津市外へ転出したと

きは、以後の利子補給を打ち切る。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「前期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「後期」という。）の各期間における融資を受けた教育資金につき、対象教育資金を次の条件により借り入れたものとして算出した利子の額とする。

- (1) 利率 年 1.5 パーセント
- (2) 返済期間 融資を受けた教育資金の返済期間（5年を限度とする。）
- (3) 返済方法 元利均等月賦償還又は元利均等月賦・半年賦償還

(利子補給金の交付申請)

第7条 労働金庫は、貸付金の利子補給を受けようとするときは、規則第3条第1項に定める補助金交付申請書に利子補給金計算書及び融資状況内訳表を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、原則として毎年度前期分にあつては10月5日までに、後期分にあつては3月31日までに行うものとする。

(実績報告の省略等)

第8条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

- 2 前項の場合において、規則第6条の規定による交付決定通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があつたものとみなす。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(沼津市勤労者教育資金貸付要綱の廃止)

- 2 沼津市勤労者教育資金貸付要綱（平成9年沼津市告示第34号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱施行の際、現に前項の規定による廃止前の旧要綱により貸し付けられた勤労者教育資金については、なお従前の例による。

(緊急経済対策に伴う利子補給率の特例)

- 4 平成21年4月1日から平成23年3月31日までにを行った融資に係る第6条第1号の利子補給率については、同号中「年1.5パーセント」とあるのは、「年2.0パーセント」とする。

付 則 (平成18年3月31日告示第54号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の沼津市勤労者教育資金利子補給要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成19年11月2日告示第161号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則 (平成21年3月27日告示第36号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、付則に1項を加える改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月23日告示第24号)

この告示は、公示の日から施行する。